

企業版ふるさと納税等にかかるマッチング支援等業務委託仕様書

1. 業務名称

企業版ふるさと納税等にかかるマッチング支援等業務

2. 業務の目的

神戸市（以下、「本市」という。）では、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）制度を活用した市外企業からの寄附や、市内企業からの寄附により、本市事業の充実・拡大を図っている。

本市事業や施策に共感いただけるよう企業に対して働きかけを行うことで、寄附を通じた企業の市政への参画を推進する。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

4. 業務内容

本業務の受託者は、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

- (1) 寄附検討企業の選定
- (2) 寄附検討企業への本市との引き合わせに係る同意取得
- (3) 本市に対する寄附検討企業の紹介
- (4) その他、企業に対する本市事業の説明や本市への寄附に対する意向確認、寄附手続きの案内等、寄附獲得に付随する活動

※ (1)～(3)は必須業務、(4)は必須ではないが、受託者の任意で提案可

5. 寄附額の事業への充当

寄附対象事業が、神戸市から団体等への助成金事業である場合、寄附額の一定割合を除いた額を団体への助成費に充当するものとする。充当割合については事業ごとに決定する。

6. 本業務の成果について

(1) 成果対象

- ・原則として新規企業（本市に寄附を行ったことがない企業）を対象とするが、本市との協議の結果、本市が対象として認めた場合はこの限りではない。
- ・企業版ふるさと納税制度を活用した寄附に加え、企業版ふるさと納税制度の対象とならない本市内企業や団体等からの寄附も本業務の成果の対象とする。
- ・個人からの寄附は、本業務の成果の対象外とする。
- ・受託者が企業の意思決定にかかわる人物や部署にアプローチし、それが直接の契機となり本市への寄附に至った場合、成果の対象とする。

- ・受託者が本市事業を紹介した相手先ではない企業等（紹介相手先の関連企業や取引先等）が、受託者の紹介相手先から情報を得て、独自で本市へ直接寄附の申出を行い、寄附に至った場合は成果の対象外とする。
- ・受託者の親会社や子会社、兄弟会社など、資本関係や支配関係がある企業等が、独自で本市へ直接寄附の申出を行い、寄附に至った場合は成果の対象外とする。

（2）成果判断

- ・受託者は企業等から寄附の意思確認が取れた場合、本市指定の寄附申出書を本市へ提出するように依頼すること。
- ・企業等から本市へ寄附申出書が送達された場合、本市は寄附金を納付するための納付書を発行し、企業等へ送付する。
- ・令和9年3月31日までに、企業等から本市指定の金融機関にて寄附金が納付された場合において、受託者が寄附を獲得したものとする。
- ・本市は、企業等から寄附申出書が送達されたとき、及び企業からの寄附金の納入が確認できたときは、速やかに当該企業等の名称や寄附総額等を受託者に通知するものとする。

【企業等から本市への寄附が物品である場合】

- ・現金での寄附を原則とするが、対象となる事業にとって物品による寄附が適当であると認められる場合は、神戸市との協議により、物品による寄附も成果の対象とする。
- ・寄附時点におけるその物品の価額を本市が寄附金額として算定する。なお、当該価額は、第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額によることとする。
- ・令和9年3月31日までに、企業等から本市指定の納品先に寄附物品が納品された場合において、受託者が寄附を獲得したものとする。

【企業等から本市への寄附が人材派遣である場合】

- ・現金での寄附を原則とするが、対象となる事業にとって人材派遣型による寄附が適当であると認められる場合は、神戸市との協議により、人材派遣型による寄附も成果の対象とする。
- ・令和9年3月31日までに、企業等から本市指定の金融機関にて寄附金が納付された場合において、受託者が寄附を獲得したものとする。
- ・令和9年3月31日までに、企業等から寄附金が納付されない場合、成果の対象について別途神戸市と協議を行う。

7. 業務の進捗報告

本業務の受託者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対し報告を行うこと。

8. 留意事項

- ・本契約で定める業務の履行を完了した際は、神戸市に【寄附企業の名前・住所・法人番号】【寄附金額】【寄附日】を記載した履行報告書を提出すること。

- ・原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときはこの限りではない。
- ・受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・本業務の遂行にあたっては、企画提案書の内容をベースに神戸市と十分に協議を行い、神戸市の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- ・事業紹介等のために本市職員が企業へ同行した場合であっても、企業への打診や必要な連絡調整等、主たる活動は受託者が責任を持って行うこと。
- ・その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定めること。